運営事業費用					
公租公課					
（うち固定資産税）					
諸経費					
（うち・・・・・）					
（うち・・・・・）					
減価償却費又は償却費					
（うち・・・・・）					
（うち・・・・・）					
・・・・・					
公共施設等運営事業費用					
小計　B					
公共施設等運営事業損益					
A－B					

（表示上の注意）

1　本表は、公共施設等運営権ごとに作成すること。公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には当該資産についても表示すること。

2　過去5期分について作成すること。

3　諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。

4　減価償却費又は償却費には、公共施設等運営権のほか運営事業に付随して取得した資産等についても表示すること。

5　運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第三条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「不動産売却損益」の下に「、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用」を加える。

第六十三条第三号中「不動産売買損益」を「不動産売却損益」に改め、同条に次の二号を加える。

四　再生可能エネルギー発電設備（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）の売却損益及び賃貸損益の内訳

五　公共施設等運営権（令第三条第十二号に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の売却損益並びに公共施設等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の運営事業収入及び運営事業費用の内訳

第七十三条第一項各号列記以外の部分中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第七号ハ中「賃貸契約」を「賃貸借契約」に、「以下このハ」を「以下ハ」に改め、同項第八号中「投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第十五号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「若しくは第三号から第八号まで」を「、第三号から第八号まで、第十一号若しくは第十二号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号を同項第十五号とし、同項の次に次の二号を加える。

十三　再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ　当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項

ロ　再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ　再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。）

(1)　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）に該当する場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（特定供給者（同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下同じ。）の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（特定供給者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ニ　特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）

ホ　当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項

ヘ　当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人の営業期間中における賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

ト　当該投資法人の営業期間中における売買総額